

自転車利用の現場観察
—事故を起こしやすい状況を考える—
第2回 右折左折する自動車との事故の危険

これは、(一財)日本交通安全教育普及協会発行「交通安全教育」2020年3月号に掲載された標記記事の概要を紹介するものである。筆者は(一財)日本自転車普及協会 学芸員 谷田貝一男氏である。図3～図6は引用文献のものをそのまま使用させていただいた。

1. はじめに

自転車、自動車、バイクなど、車両同士の事故発生時における通行状況には、直進、右左折、追越し、停止などがある。交差点は信号機の有無、通行量、道路の幅員、交差する道路の形状などによる違いがあり、事故発生原因も多様である。その中で自転車や自動車が右左折時に発生する事故の割合は低くない。そこで今回は自動車が右左折するときの状況を観察し、自転車との事故の原因と対策を考える。

2. 右折自動車の通行状況観察

(1) 正面から来て右折する状況

青信号で交差点の車道左側を自転車が直進するとき、図1のように、次の二つの状況が重なったときが最も危険である。

①右折しようとしている自動車(A)運転者は、対向車線の自動車の通行が途切れたとき(B)に右折することを考えて正面を注視している。そのとき、車道左側を通行する自転車(C)が正面の自動車(D)の後部付近にいると見えない。

②自転車(C)利用者は右脇を通行する自動車(D)によって正面右側で右折しようとしている自動車(A)が見えない。

この状況で自動車が右折を開始したとき、自動車運転者は進行してきた自転車に気が付かない、自転車利用者は右折する自動車に気が付かない、この両者の気が付かないことが重なったときに衝突事故が発生する。

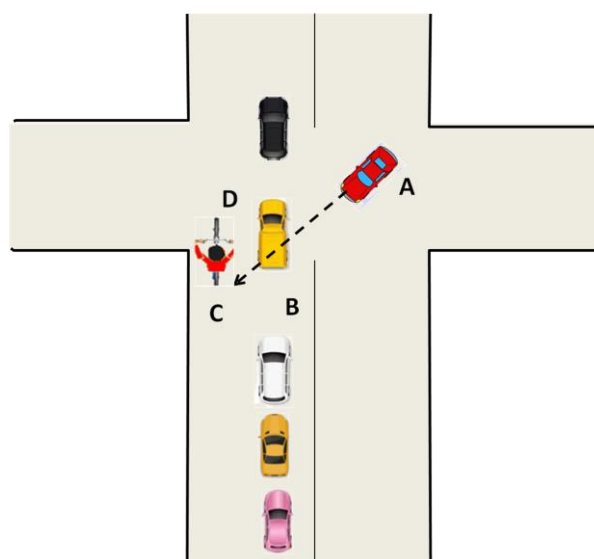


図1 左側を直進する自転車の衝突事故の危険性

(2) 後方から来て右折する状況

自転車が進行方向右側の歩道を通行し、交差点でも青信号でそのまま右側を直進するとき、右折する自動車と衝突する危険性が高くなるのは、右折する自動車の対向車線の自動車の通行量が多い場合である。

図2のように、次の二つの状況が重なったときが最も危険である。

①右折しようとしている自動車(A)運転者は、対向車線の自動車の通行が途切れたとき(B)に右折することを考えて正面を注視している。

②自転車(C)利用者は右折しようとしている自動車が後方から来るため気が付かない。また、視線が横断歩道の正面から来る歩行者や自転車に向いているため、交差点中央付近で右折しようとして一時停止している自動車に気が付かない。

この状況で自動車が右折を開始したとき、自動車運転者は右側を進行している自転車に気が付かない、自転車利用者は左から進行してきた右折する自動車に気が付かない、この両者の気が付かないことが重なったときに衝突事故が発生する。

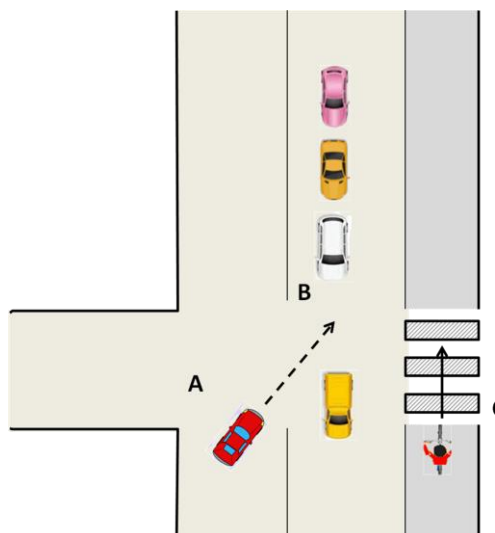


図2 右側を直進する自転車の衝突事故の危険性

(3) 左側の道路から来て右折する状況

車道左側を直進する自転車と交差点左側の道路から進行してきて右折する自動車との衝突事故が発生する危険性には次の二つの状況がある。

①信号機のない見通しの悪い交差点に自転車が歩道のない道路の左側を通行しながら図3のような状況で接近したとき。自動車運転者も自転車利用者も周囲確認が確実に行われず、両者の接近に気が付かなかったとき。

②信号機のある交差点で自転車が赤信号で一時停止するとき、停止位置が左右の道路との交差点近く(図4)、道路左端から中央寄り(図5)、自動車運転者の周囲確認が行われず、一時停止している自転車に気が付かなかったとき。



図3 左側から右折してくる自動車



図4 赤信号で交差点近くに停止中に接触



図5 赤信号で中央寄りに停止中に接触

3. 左折自動車の通行状況観察

(1) 自転車と同じ車線側から左折する状況

自転車と左折する自動車が同じ車線側を通行するときに衝突事故が発生する危険性には次の二つの状況がある。

①交差点の車道左側で信号機が青に変わり、自転車と左折する自動車が同時に発進したとき。自動車運転者も自転車利用者も周囲確認、特に互いの動きの確認を確実に行わなかったときに自転車が左折する自動車に巻き込まれる事故が発生する。

②自転車が横断歩道を横断しているときに、左折する自動車運転者が通行状況確認を怠り、一時停止を行わなかったときに追突事故が発生する。

(2) 右側の道路から来て左折する状況

図6は信号機がない、左右の見通しが悪い、道路の幅員が狭い、このような交差点で自転車が左側を徐行しながら、自動車が右側の道路から左折しながら互いに接近している状況である。

自動車運転者も自転車利用者も周囲確認を怠ったときに衝突事故が発生する。



図6 左折する自動車との衝突の危険性

4. 右左折する自動車との事故を回避するために

愛知県では横断歩道と車道を直角に交差させるのではなく、78度の角度で交差させる「**鋭角横断歩道**」を平成24年から導入し、事故の減少が認められている。

図7のように横断歩道と車道との交差角度を78度(A)にすると、右左折する時自動車運転者は視野範囲が同じでも交差角度が直角(B)のときよりも**横断歩道全体を見渡すことができる**からである。

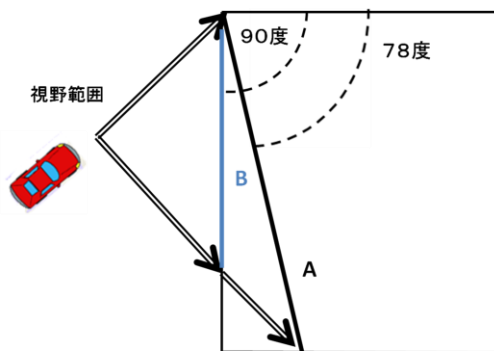


図7 横断歩道と車道との交差角度を78度にすると右左折する自動車運転者がよく見渡せる

筆者が「**自転車シミュレータ**」を使用して約80名について調査をしたところ、次のことが分かった。

自転車利用者は特に信号機のある交差点では赤信号のときから視線が前に向いて周囲確認がおろそかになり、その結果右左折する自動車との衝突事故が発生している。このことから、自転車利用者への指導には次の点を含める必要がある。

①交差点で左折する自動車に巻き込まれる危険性があり、その危険に対応した行動として自動車を先に進行させる。

②交差点で一時停止中も横断開始後も前方だけではなく左右も確認する。

以上